

錦鯉振興施設基本調査業務委託仕様書

1 委託業務名

錦鯉振興施設基本調査業務委託

2 調査区域の概要

調査区域：市内全域

3 趣旨

本仕様書は、小千谷市（以下「発注者」という。）が実施する錦鯉振興施設基本調査業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

4 背景及び目的

我が国を代表する文化である錦鯉は、観る人に静けさや安らぎを与え、様々な施設に「日本らしさ」を加える存在である。錦鯉の背景にある歴史、文化、美術的な価値や生産者のたゆまぬ努力を発信することは、クールジャパンブランドの推進だけでなく、産業振興や地域活性化にもつながることから、「泳ぐ宝石」、「平和の象徴」とされる錦鯉の姿をいつでも身近に鑑賞できる拠点施設の整備・充実が求められている。

一方で、錦鯉発祥の地である小千谷市では、人口減少が進み、産業の停滞や地域の魅力が希薄化傾向にあるなど、多くの課題に直面している。現在、多様な視点から検討が進められ、錦鯉の魅力を効果的に発信して地域の賑わいを創出し、活性化を図る取組も進められている。

このような要望と課題の状況からひとつの契機として捉え、錦鯉の発祥地を「錦鯉の聖地」としてのブランド化の確立と国が誇れる産業の存在を目指し、関係人口の増加や他産業への経済波及、また地域の賑わいの創出や活性化を図ることを目的としている。

このことから、錦鯉の文化・歴史の発信、地域活性化につながる拠点施設の在り方を検討するための基本調査を実施し、要望と課題に対するそれぞれの視点から有効な将来ビジョンを策定する。

5 発注方法

錦鯉振興施設の整備にあたっては、PFI 手法の導入を優先的に検討する予定であり、本業務はその基本調査として、錦鯉振興施設に導入する機能の検討や既存の錦鯉の里の継続活用に係る検証等を行うことから、専門的な知識を有する事業者から広く提案を受け、本業務に最も適した事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式（以下「プロ

ポーザル」 という。) を採用する。

6 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで

7 業務内容

本業務においては、以下内容についての調査を想定しているが、業務目的の達成に資すると認められた場合には、受注者の企画提案により変更することがある。

(1) 調査の概要、前提条件の整理

業務実施の前提となる以下の条件や要件等を整理する。

- ① 調査の目的
- ② 小千谷市における錦鯉の歴史的経緯
- ③ 錦鯉に係る国、県の政策動向やマクロ的な市場動向
- ④ 錦鯉生産に係る競合自治体、競合・類似施設の動向
競合・類似施設については、DX導入等の技術トレンドの動向を含む。
- ⑤ 小千谷市の総合計画等の上位・関連計画における錦鯉関連施策の位置づけ
- ⑥ 錦鯉の里等関連施設の概要及び利用状況
- ⑦ 錦鯉生産者の現状
小千谷市錦鯉漁業協同組合等関連団体へのヒアリングを含む。
- ⑧ 小千谷市の錦鯉関連施策の実施状況及び施策推進上の課題等

(2) 市街地を中心とした全市的な現状把握・分析

以下の項目について把握・分析を行う。なお、市で保有する統計情報等は提供する。

- ① 中心市街地の概況
位置と概況、人口動態(人口・世帯数、年齢階層別人口、町庁目別人口)、近年の開発動向、空き家の状況等
- ② 中心市街地の公共施設の整理と利用状況の把握
- ③ 市全域における公共施設の配置バランスや行政サービス機能の整理
- ④ 市全域から見た中心市街地の公共施設の配置バランスや行政サービス機能の過不足等課題の整理・分析
- ⑤ 社会動向・経済情勢の整理
- ⑥ その他必要となる現況、課題についての整理

(3) コンセプトの設定

錦鯉を巡る強み、弱み、機会、脅威等を整理、分析し、錦鯉振興施設のコンセプトを設定する。

(4) 錦鯉振興施設に導入する機能の検討

これまでの検討結果を踏まえるとともに、全市的な利用も見据えながら、錦鯉振興施

設に導入する機能の検討を行う。

(5) 錦鯉振興施設の波及効果の検討

錦鯉振興施設の地域活性化効果を定量・定性の両面で整理を行う。

(6) 錦鯉振興施設の整備と中心市街地活性化等市内他地域との連携方策及び想定費用の算出

① 錦鯉の里の機能を含め、各種機能^{※1}をすべて集約し、郊外に整備する場合（主に通過型）

② 既存の錦鯉の里周辺で、空き地や空きビルなどを撤去し、中心市街地全体をフィールドとした場合（主に回遊型）

③ 既存の錦鯉の里はその場で改修、そのほかの各種機能を集約した施設等を別の場所に整備した場合

④ その他提案

※1 各種機能とは、検討された錦鯉振興施設に導入する機能

(7) 既存の錦鯉の里の再整備に係る検証と考察

各種機能を集約し新たに錦鯉振興施設を整備する場合と、小千谷市城内に所在する錦鯉の里を活かし、集約せずに改修した場合におけるメリット・デメリットを検証する。

(8) 整備候補地の検討

① 錦鯉振興施設の整備が可能な用地を複数抽出する。

② 敷地条件、利便性、経済性、手続き等の評価項目を設定し、各候補地の得失を整理し、候補地の絞り込みを行う。

(9) 候補地の事業用地確認

① 用地の立地条件

用地の所在地、交通アクセス、周辺環境などの条件を検討する。

② 用地の形状・規模

用地の形状や規模が施設の目的や機能に適しているかを検討する。

③ 用地の利用状況

用地が既に利用されている場合は、利用状況や利用者の権利関係を検討する。

④ 用地の取得方法

用地を取得する方法（買収、借地、公有地の利用など）を検討する。

⑤ 用地の取得価格

用地を所有者（権利者）から取得する価格を算出する。

(10) 整備・管理運営手法の検討

① 近年の当施設系の官民連携整備手法の事例を整理する。

② 錦鯉振興施設における官民連携手法の導入の可能性を整理する。

官民連携の実績がある民間事業者等へのヒアリングを含む。

概算事業費及び運営費の試算を行う。

(11) 整備スケジュールの検討

- ① 今後、検討すべき事項等について整理する。
- ② 今後の整備スケジュールについて整理する。

(12) 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、適宜、打合せ協議を実施する。

(13) 将来ビジョンの策定

本調査結果を踏まえ、錦鯉振興施設の有効な将来ビジョンを策定する。

(14) 報告書の作成

- ① 業務報告書（A4版・ドッチファイル形式）
- ② 原稿データ（DVD-ROM）一式

8 提出書類

(1) 委託契約締結後

- ① 着手届
- ② 主任技術者届及び経歴書
- ③ 管理技術者届及び経歴書
- ④ 業務工程表（任意様式）

(2) 業務完了後

- ① 完了届
- ② 成果品

9 管理技術者及び技術者

管理技術者は、業務の全般にわたり、技術管理を行うものとする。

なお、本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に発注者と十分協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

10 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

11 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

12 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

13 検査

受注者は、業務完了時に、成果品の検査を受けなければならない。

- (1) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、すみやかに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務の過失が発見された場合は、すみやかに当該業務の修正を行わなければならない。
- (3) 成果品の検査及び手直しに要する費用は乙の負担とする。

14 成果品

- (1) 報告書 (A4 判 バインダー綴り) 1 部
- (2) 報告書 (簡易ファイル綴りまたは製本) 50 部
- (3) 報告書概要版 50 部
- (4) その他参考資料 (図面等) 1 式
- (5) 報告書電子媒体 (DVD-ROM) 1 式

※ 報告書電子媒体については、「マイクロソフト・ワード」等の修正可能な電子データ及び PDF データを電子記録媒体により提出する。

15 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与し、公表し、及び使用してはならない。

16 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(3) 疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障を来す恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。